

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年12月12日（木）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階601会議室
- 3 事 件
 - 議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）
 - 議案第110号 三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第111号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第112号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第113号 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第114号 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第115号 三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）
 - 議案第116号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第123号 市の境界の決定に関する意見について
 - 議案第124号 指定管理者の指定について
 - 議案第134号 損害賠償の額を定めることについて
- 4 出席委員 杉原利明，鈴木深由希，大森俊和，岡田美津子，澤井信秀，山村恵美子，藤井憲一郎，新田真一
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【総務企画部】中村総務企画部長，東山総務課長，宮脇企画調整課長，加藤職員係長，山口企画調整担当係長
 - 【財務部】日野財務部長，児玉財産管理課長，村上財産管理係長，貞宗財産管理課付係長，柳住宅管財係長
 - 【危機管理監】川村危機管理監，白附危機管理課長，高松危機管理係長
 - 【地域振興部】中原地域振興部長，桑田地域振興課長，田村地域づくり係長，古野三良坂支所長
 - 【選挙管理委員会事務局】東山選挙管理委員会事務局長，奥野選挙管理委員会事務局係長，末国選挙管理委員会事務局主
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○杉原委員長 少々時間早いですけれども，皆さんおそろいですので，総務常任委員会を開会したいと思います。

ただいまの出席委員は8名でございます。全員出席でありますので，委員会は成立をしております。

す。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、タブレットに掲載の次第のとおり行います。議案11件について質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。その後、投票区の見直し後の調査について所管事務調査を行う予定としておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、議案審査に入ります。

最初に、総務企画部が所管する議案の審査を行います。

議案第109号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。

では、議案第109号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本案に備えました政策課題への対応強化を図り、効率的に取り組める組織体制の整備等を行うため、関係条例である三次市行政組織条例ほか6条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容ですけれども、現在の総務企画部と財務部の分掌を見直し、人事、給与、予算及び財産管理等を分掌する総務部を設置し、財務管理を一体的かつ効率的に行うとともに、行政施策の企画及び総合調整、広報、公聴及び行政情報の総合調整で、市長特命事項等を分掌する経営企画部を設置いたしまして、発信力の強化と重要施策への戦略的な取組を進める体制を構築しようとするものでございます。

また、公害防止や環境保全など環境政策に係る事務を市民部に移管するとともに、観光交流に係る事務を産業環境部に移管し、部の名称を産業振興部に改めるものでございます。

そのほか女性支援に関する事務を地域振興部に移管し、定住対策や男女共同参画に係る事務と一体的に実施することとし、これに伴い、子育て・女性支援部を子育て支援部に改めようとするものでございます。

本条例の施行期日は令和2年4月1日とさせていただきます。

以上、よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 部を改めて、まず総務企画部を総務で、財務部を一緒にするという効率的、一体的にという改編の理由はおっしゃったと思うんですけども、よりもうちょっと具体的に何でこれをまとめにゃいけないのかというのをお聞かせ願いたいのと、とりわけ財務に関しては、リスク管理とか全

体を網羅して見ていかにかいけんという理由から、これは条例上ということになるんですか、事務が財務に関する事務として明確に限定されているという条文を先輩議員からいただきまして、この趣旨に従えば、全部まとめて1つというのはいかかなものかという御意見をいただいておりますけれども、その辺はどうなのかということはお聞かせください。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 まず、今年度、総務企画部という形で、昨年度までの政策部と総務部、危機管理監を設置するに伴って組織の見直しをしたところでございまして、今、企画調整とその他人事部門等を一体的に分掌しているところでございますけれども、体制等の見直しの中で、今回、経営企画部、直接的に総務部の設置の御説明とはちょっと回りくどい言い方になるかもしれませんが、経営企画部という形で企画調整、秘書、広報、それと情報政策などを案件する、いわゆる企画的なものとか施策を重点的に取り組んでいく部署を1つにまとめて、より重要な課題に戦略的に取り組む体制をまず整えようということで、経営企画部を設置をしております。

あわせて、今の総務企画部の中の総務部門、人事、給与という人の資源の活用に係る部分と、財務のお金に係る部分を一体的に管理といいますか所掌することで、いわゆる企画的なむき出しの部分と、それを支える人的な部分と財務的な部分を分けることで、お互いがしっかりと議論し合うことでよりよい施策の遂行という形で、こういう形での見直しをしております。

御意見として、従前の財務部を独立させてという御意見もあろうかと思っておりますけれども、全体として組織の見直しの中での、いわゆる部長職といいますか、部長級といいますか、そうしたポストの数を増やしていくというのも、人件費といいますか、そうした部分での観点からも、今のそうしたポストを新たに増やすことなく体制の見直しを進めるという中で、今回、こうした形で財務管理部門と、そして戦略的、企画的な部分を分けて取り組む体制を構築しようという考えで、今回の見直しを行ったというものでございます。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 勉強不足で全部が、今の理解ができないんですけど、総務企画というところが施策をいろいろ戦略的に考えていく。財務というところがそのための予算を考えていく。これを分けることでいいというのは、ここここがお互いのチェックしながら、個で機能できるというふうに理解したんですが、それを1つにするんでしょう。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 今、総務企画部という形で、いわゆる人的な、人の資源の部分を総務企画で持っていますので、人の資源と政策的な企画の部分が一緒の総務企画部になります。これを、企画的な打ち出しをする部分と、来年度は人という資源とお金、予算の資源という内部的な資源を一緒に具体的に管理する総務部にして、総務部と経営企画部が、それぞれの立場でしっかりと議論をして、よりよい施策となるよう議論できる体制を整えていこうという形です。こうした見直しをしたものでございます。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 今の全体構図が大体理解できました。同じ理由でやっぱり子育て支援部と女性部もそ

ういうふうを考えていいのでしょうか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 現在の子育て・女性支援部を子育て支援部とするものにつきましては、現在の女性支援、女性活躍推進のほうを子育て・女性支援部が所掌しておりますけれども、この女性支援の部分を地域振興課の現在の人づくり等を所掌している部門に移しまして、女性の活躍はもちろんですけれども、一般質問でも御答弁のほうをさせていただきましたが、そのほか高齢者の方や障害者の方、いわゆる多様な方全ての活躍を応援していく、推進していこうという観点から、共生社会推進係というものを設置する予定としておりまして、そこで一体的に取り組むのと、あとやはり若い女性、子育て世代の女性にしっかりと研修会に出てきていただくとか、定住対策の観点で、個の女性をターゲットとすることが効果的という形で、去年の調査の中でも出ておりますので、そうした定住対策を一体的に取り組むという観点から、定住対策を所掌している地域振興課と一体的にして定住対策を推進していこうという観点から、女性活躍の部分を地域振興部に移して、子育て支援部はいわゆる子育てとか保育の部分に、子育て支援に特化をしていこうという観点から、このように見直しを行ったということです。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 今の女性活躍支援についてですけれども、確かに事務部分にすれば地域振興ということになるかもしれませんが、現行の子育て・女性支援部に関しては、やはり女性の子育てに関する、そこを連携しているわけですね。そういうところの相談も含めての部の設置だったので、例えば女性相談員さんの部署がどうなるかというようなところで、確かに活躍支援という国が言っている女性の活躍支援と、それから三次市が今度新しく女性の定住に力を入れていくということに関しては地域振興部であろうとは思いますが、従来の女性の相談とか、それから子育て支援との連携とかということが地域振興部に移ってどうなるんだろうと思うんですが、ちょっとその辺のところを不安を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○杉原委員長 宮脇企画調整課長。

○宮脇企画調整課長 支援のところは確かに御指摘のとおりで、施設の2階部分を福祉も含めて相談スペースとか相談コーナーにしておることもありまして、相談員さんのチェックにつきましては、今後、各課の事務分掌を整理する段階でもう一回検討をしていきたいというふうに考えています。御指摘の課題は承知しておるところでございます。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 せっかく三次版ネウボラも広がりつつあるという段階で、女性の相談部分が異動してしまうことになると、すごくやっぱり不安材料が増えてしまうというところで、今、そのところはどういうところで考えていただけるようなので、ぜひとも子育てと女性の相談の部分は切り離さないような方向で進めていただければと思います。要望でございますが、よろしく願います。

○杉原委員長 ほかに質疑ございませんか。

大森委員。

○大森委員　さまざまな機構改革をやってくる中で、市民の人からの何かとこうやってどれが何やらわけがわからんというのはこの間ずっと続いておって、またこれをやることによって、総務部も財務部もそうですけど、とりわけ心配なのは子育て支援部。これは子育てのお母さん等が直結をしとる部署で、その中でも幾つかに分かれて、自分が相談したいところはどこなんだろうかというのが全くわからない、見えない。だから、市役所へ行って、そういう話云々は心苦しい、嫌だという声をよく聞きます。

それに拍車をかけるように、たかが名称を変えるんだからぐらいのことでは、大変私は困ると思うんですね。せっかく名称も定着をし、その活動もそれに沿った活動をどんどんやってきておる中で、これをまた総務企画部にしても、今度は総務部に一括をして、財務も一緒にやるということになれば、財務は経営企画にするか。そういうのは市民の人に余りにもわかりづらいことをするのはいかがなものかと思うんですけど、そこらどういうふうにお考えですか。

直接、私たちは市民の人から、その声を耳にするんだと。皆さんはいいです。もうわかっている、頭の中で物事を動かすからわかっている。中には、自分の年金を相談するのにどこへ行きゃいいんだろうかという人がいっぱいおられます。子育てで半分ノイローゼになつとるけど、どこへ行っていいやらわからんという人はいっぱいおられます。そういう中であって、何て言うんすか、機構改革と言や聞こえはいいけど、要するに自分たちの人員削減といわゆる予算の削減ありきの機構改革に見えてしょうがないんですけど、どうなんですか。

○杉原委員長　中村総務企画部長。

○中村総務企画部長　まず1つ、今回の行政組織の変更に伴う周知につきましては、従前から本市では12月に行政組織の見直しを行う際は、提案のほうをさせていただいて、翌年の4月1日に向けて周知の期間をとらせていただくということもあって、この12月に提案させていただいておりますので、御議決をいただきましたら、しっかりと4月に向けて周知のほうをさせていただきたいと思っております。

また、今回の見直しの中で、環境政策を市民部に移しますけど、それにより市民の方に業務や窓口というのは、今は本館の1階と2階に基本的にそうした市民の皆さんの窓口に関する業務等は集約をさせていただいております。また検討段階では、庁舎内の具体的な連絡等は調整しているところではありますけども、基本的には環境政策部も1階に移して、より市民の方に近いようなレイアウトにしていきたいというふうに思っておりますので、市民の方にわかりにくいということにはあってはならないと思ひまして、そこは周知と中での案内方法等も含めてしっかりと検討のほうをしていきたいというふうに思っております。

○杉原委員長　大森委員。

○大森委員　だから、それでも、何ちゅうのか、皆さんのところと市民の皆さんの余りにもかけ離れたレベルの違いというものは顕著に出るんですよ。さっきも言ったように、皆さんは頭の中でわかっとなら、あれがこうなって、これがこうなって、駒を動かすがごとく、あとは市民の人が追いついていけるかどうか。これは何回も機構改革のたびに議論することでもありますね。

あと、それから私が非常に議員として気になるのは、今度は内部の仕事がどこまで、もちろんス

リム化をめざしてやるんでしょうけど、どこまで効果というようなものがあるかというのは、私らには見えないですね。だから、そこら辺もひとつ教えてほしいですね。

結局は最後は職員全部を民間委託にして、これは究極的にそうですね。そういう議論も出るとる全国の組織もあるんだからね。だから、財務部も何も全部セットでというふうな、市長だけみたいな、職員も全部みたいな。要するに事務的に進めるようなことになっていくわけだけど、それじゃ、私は市民サービスというのは成立せんと思う。そこらはどういうふうにお考えですか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 なかなか難しい御質問ではありますけども、総務省の2040年の自治体のあり方等の研究会とかの中でも、いろいろ自治体のあり方について議論をされているところではあります。今後も少子高齢化が進んでいくのは、もう紛れもない事実でございますので、市の体制は現在の体制というのをずっと維持できるかどうかというのはなかなか難しいところだと思っております。

一方で、いろんな情報ですけども、技術とかっていうのも今までも予想もつかなかったようなものも出てきておまして、常に自治体の組織のあり方というのは、社会環境の変化にあわせて見直しをしていく必要があるかと思っております。これからも今までと同じような体制でずっと全ての業務を、大森委員が言われたように、全て市だけで提供し続けていくというというのは、正直なところなかなか難しくなってくるかと思っておりますので、民間の方の力を借りるところもあろうかと思っておりますし、情報技術を活用して研修をしておりますRPAといったようなものも活用していくことも必要だと思っております。

一方、やはり引き続き行政の権限を行使するのが許認可の事務とか、徴収とかといったところの事務は引き続きどうしてもこれは民間等に委託できない業務がありますので、そういったことは引き続き業務の切り分けとかというのも行いながら、環境の変化に対応できる柔軟な組織体制を常に検討していく必要があるというふうには思っております。

ただ、一方でそうした変更が市民の方にはわかりにくいということを生じるのもあろうかと思っておりますので、そこは、先ほど申しましたとおり、しっかりと市民の方にわかっているように、本市では先ほど言いましたけども、従前から12月に行政組織の改正をして周知期間をとらせていただいておりますので、そうした工夫もしながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 長引いてもいけんのじゃけど、社会環境の変化、それについていくための機構改革、これはわかるんですが、だけど、今、三次市が、よく御存じのように就職問題でも言えるのは、いわゆる秘密主義に走る、情報発信が満足にできないという大きな問題がありますよね。それに追認するようなことになるという心配をしています。

要するに、今度は議会も巻き込んで、「議会で議論しちゃったんですか。」になるんですね。ほんで、将来的には民間の力も借りてという。だけど、これなんか中村部長、どがにい考えとるんか知らんけど、今、神奈川県なんか、民間の力を借りたおかげで何十万件の個人情報が出てしま

たという事件がありますね。あれ、闇で買うと1件何千円かな。そういう危険なところへ足を踏み込もうとする考えも別にはあるということです。これが絶対あっちゃならん。より市民のプライバシーを守るというか、市民の生活を守るという立場は、公務員である皆様方がおるからなんで。絶対の信用が置ける。それは守秘義務という1つのルールがあって、それを守っているやつ。だけど、それが民間へいったら、今回の神奈川の件と同じことになる。安直にそれを口に出すというのも、わしはいかがなものかと思う。使えるところは使いますよ。水道管の検査とか、電気の検査とか、市民生活に影響を及ぼさないところについては、使うところは使う。だけど、部長が一律それを口にするということは、大変危険なことになる。

だから、今回、わしは初めて機構改革について物申すのが初めてなんです。何でかと言うたら、行政のやりたい雰囲気とかシステムがあるわけだから、わしはえっと口出すことではないと思っている。だけど、こう次から次へ今の体制が行っている情報発信の不足とか、さまざまなことが出てくる中で、今回は心配をさせて言わせてもらいます。

皆さんのおる位置というものを、もうちょっとよう理解をしてくれなきゃ困るな。ここは、最後は意見です。

○杉原委員長 意見ということで、また。

澤井委員。

○澤井委員 当然、機構編成というのはあるだろうとは思ってたんですが、というのは市長もかわられて、市長の思いとかというのかなりこれに反映されておるということで、当然起きると思っておりましたが、これで市長の思いとかいろいろ市の行政の流れとかということを検討された中で、こういう改編をされたんだというふうには理解できます。

ただ、1つ、秘書広報課が経営企画部へ入っているというのがちょっとどうなんかなという部分があるんですが、総務につくべきではないかなというふうに思うんです。そのあたりはちょっと心配なところが1つ気になるところでございます。

それと、先ほどから大森委員も言われましたように、名称が変わったりかなりしておりますんで、直接、市民とのというのはそんなにないかもわかりませんが、そこらあたり、周知というものはしっかりとさせていただきたいということが、意見として言わせていただきたいというふうに思っています。

今の秘書広報へ変わったという分だけが、ちょっと思いを教えてもらえれば。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 現在の秘書広報係を秘書広報課として、その中には従前の市長、副市長の秘書業務を行う秘書係と、一応新たに戦略的に広報していくプロモーションとか、三次市を対外的にその良さ等を訴えるための発信力を強化するための担当係として広報戦略係というのを置くように予定しております。そうした市長もめざしております三次市をいかに発信していくかという部分を強化するために秘書広報課を設置して、企画調整とか情報政策とかも連携しながら、戦略的に三次を訴えていきたいという観点から、経営企画部のほうに秘書広報課を置くように考えているところでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 私も山村委員のこととは通じるんですけども、このたびの機構改革を、さっき澤井委員がおっしゃったように、やっぱり市長もかわって、市長の思いがというのが詰まっているのかなというふうに感じましたけども、その中でやはり私たち女性に関する女性支援というものが共生社会推進係というところについて、これも共生社会ということで、SDGsの理念を持った取組かなというふうには思っております。

ですけれども、一般質問でも言いましたけれども、DV問題とか男女共同参画というものもこちらに、地域振興のほうに行きますけれども、DV問題と児童虐待とかというのは本当に密接な関係があると言われておりますので、その辺のところもしっかりと本当に連携をとっていただきたいなと思いますので、地域振興に移すのなら、そこの部署の方、やっぱり地域振興の方もしっかり勉強していただきたいと切に思っております。

それと、やっぱり相談窓口というのも電話でもあろうと思います。電話で受けたときも、もしかして子育て支援のほうに来るかもしれませんけれども、ちゃんと本当にうまくつなげて、しっかりと相談体制がとれるようにやっていただきたいなということを要望したいと思います。

本当に地域振興に変わるんだったら、そこがしっかりと勉強していただきたいと思いますが、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 今回の委員の御指摘の部分をしっかりと、やはりどうしても行政は縦割りというのはよく言われておりますので、そのこのところの影響は、地域振興に限らず、今回、きのう、追認で提案させていただいた議案は、そうした縦割りの部分が原因で発生しているような事案もありますので、そのこの横の連携というのは、ここに限らずしっかりととっていきように取り組みたいと思います。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 本当に電話なんかで相談すると、行政って結構たらい回しになるんですけど、ここに連絡しますので、もう一回言ったらまた次のところに言いますのでと、連絡しますのでと、結局待たされることがすごくあるんです。そういうことが本当になように努力していただきたいと思えます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 全員協の中でも質問がありましたが、ファシリティマネジメント推進係について、どのような役割になるのかということと、あとスポーツの案を見させていただきますと、行財政改革の中にファシリティマネジメントというイメージがあったんですけど、どうやらちょっと違うところに行財政改革推進本部というのが、企画調整係の下にぶら下がっている。その辺のファシリティマネジメント推進係の取組の権限をもって、どれぐらいのところまでをやらうとされておるのか。まだ未確定なところもあるかもしれませんが、その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 ファシリティマネジメント推進係につきましては、一般質問のほうでも御答弁をさせていただきましたけれども、市長の重点項目、7つの機能、計画性のあるまちづくりを進めていくに当たっての、いわゆる公共施設等を始めとした経営支援を、今までの単なる管理ではなくて、いかに活用していくかという視点も含めて、最小のコストで最大の効用が発揮できるように、その中で言葉だけで言うとあれなんですけど、総合的な視点でしっかりと管理、活用を整理していくような部署として設置をするようにしてございます。

行財政改革推進本部につきましては、そうした公共施設とかだけの管理だけでなく、職員の育成とかを含めた全般的な窓口というか取りまとめの調整役として、現在の企画調整係が持っておりますので、現在までとしては引き続き企画調整のもとに事務局という格好で取組を進めるよう考えております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 はいじゃ、私から少々、この組織図は誰が考えた、市長が考えたのか、堂本副市長が考えたのか、市長と副市長が考えたのか、そこをまず聞かせてください。

○中村総務企画部長 これは当然、市長、副市長と協議をして、最終的には市長が判断をされたと。

○杉原委員長 その段で、各部長とかから聞き取りがあって、今の現行の組織でこうこうこうがちょっとうまくいかんとか、向こうがいいとかという聞き取りとかは、特に部長メンバーとかに対して。

中村部長。

○中村総務企画部長 組織見直しチームの進め方として、組織を所掌しているのが企画調整ですので、企画調整のほうから、私の分を含めてなんですけれども、各部の部局長に今の組織機構の課題とか、自分が所掌する部の課題とか今後のあり方とか、あと自分の部に限らず、全庁的な市役所の組織に対するあり方についてヒアリングをした上で、このたたき台をつくりまして、それを副市長、市長と協議をして、今回、こうした見直しという形で整理をさせていただいているものです。

○杉原委員長 ここからはぼ意見になるかもしれんですけど、全協でも言いましたけど、僕はずっとファシリティマネジメントを専門の部署を設けるべきだと言っると、今回、統計係がそうになっていくんかもしれんですけど、しっかり市民のニーズとか考え方とか、アンケート等を把握してから政策展開していくべきじゃということで、そこを専門の部署を設けるべきだとずっと言うてきとって、今回のファシリティマネジメントなんかで言うと、本当にただの財産管理係の位置に財産管理係がなくなって、名前が変わっただけのように組織図を見たら見えるんですけど、財産管理係というのは2人ですよ、専門でやっとなの。

やっぱり専門の部署を設けんにしても、2人とかじゃ到底、人数のことは言えんいうて全協で部長、そうかもしれんですけど、やっぱりここは人数を増やして、個別の情報、データとかもつくるというてホームページにサンプルが載っていますけど、全783、減ってきとって700、庁舎とか建てたり、つくってたり、まとめてたりする上で、市長の7つの柱に入るとる以上、やっぱ

り本気度を見せてほしい人員配置をしてほしいと思いますんで、見させていただきますけど、4月になるときを、本気度のある人員配置をお願いしたい。統計係もですね。これは意見でいい。

それからもう一個は、さっき山村委員、岡田委員から出とった女性の活躍の部分で、子育てと、それから相談の部分とかと分かれるいう話じゃったんですけど、もう一個、産業振興部のほうへ、今度、女性の就職とか起業とかのほうがいくんだと思うんですけど、やっぱりその3部署の連携をしっかりとっていただきたいということで、結局、女性の起業とか働くということと子育ての両立ということで言えば、子育て支援部と産業振興部のほうもまたかかわりが出てくるのかなと思いますんで、子育てと仕事の両立の部分もやっぱりしっかりと連携をとっていただきたいということで、さっき、宮脇企画調整課長の答弁だと、女性相談員の配置とか、この組織図が通ってから事務分掌を精査していきますという話じゃったけど、僕は本来逆じゃと思うとって、事務分掌がここはこれを持たせるけ、こういう係が要る、この課があるというような形で、ちゃんと役割を決めて組織を考えていったほうがいいだろうと。これからこの係はどっちへ持っていく、この役割はこっちへ持っていこうとかかというようなことじゃのうて、そういった働くの部分も含めて、この3つの部署、子育て支援部、地域振興部、産業振興部、しっかりと連携をとるような形をまた部長会議等で伝えておってほしいと思いますんで、よろしくをお願いします。

それでは、議案第109号に対する質疑は閉じさせていただきます。

企画調整課の皆さんはここで退席となりますので、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 それでは、続いて、議案第110号、三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第110号、三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

本案ですけれども、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、関係条例である先ほど申しました三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容でございますけれども、会計年度任用職員のうち、地方公務員災害補償基金や労働者災害補償保険法等の補償対象とならないフルタイム会計年度任用職員の災害補償について、地方公共団体の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による補償対象となりますので、その補償基礎額を常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとするものを規定するものでございます。

施行日は令和2年4月1日としてございます。

以上、よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第110号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

大森委員。

○大森委員 非常勤職員，議会の議員，我々も入るのかなと思うんですけども，公務災害というものをどこまでどうがに線引きをするかということが，どうも疑問に思うんですよ。例えば我々の業務として災害が起きたときに，消防団と一緒に山の中を走り回ったり，田んぼや行ったりしますわね。それを公務と見るのか，見ないのか。例えば何か変質者が出た，人が刺されそうになった。やっぱし，わしとしては身を挺してでもその人を守ろうとする。それなんかはどういうふうに見るのか。議員その他非常勤の職員になつとるから，議員に固執したことはないけども，とりあえずのところ，我が身のことでですから，そこはきっちりと聞いておきたいと思うんですが，いかがでしょうか。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 議員活動中として，先ほどおっしゃられた例えば災害の現地に行かれたということになれば，公務中ということの扱いで補償の対象になります。先ほどの不審者が出て，現場の状況を見に行かれたというところの活動中での行為であれば，同じく含まれるものと考えます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 それはちょっとわかりやすい一例を挙げたんですけども，4年前かな，市民クラブで行政視察に行きました。不慮の事故でけがをしました。別に遊びよったわけじゃないんですよ。辺野古の現場を見に行くと，その担当者なんか現状を聞いたり，また地域の人と会話したり懇談をしたり，そういう研修会を持たせてもろうたんですが，これなんかというのは何の対象にもならんですね。じゃけ，これで今回はなるんですかと聞いとる。ほんで，わしがわからんのは，そういうくくりを誰が判断するのかなというもの。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 今回の条例改正は，会計年度任用職員の導入に伴いまして，基本的に会計年度任用職員の方は1年間勤務をした後，2年目からは公務員のほうの共済のほうの対象になって公務災害の対象になるんですけども，1年にならない期間は，いわゆる労災の対象でもなく，公務災害の対象でもない期間になりまして，その間は，今，議員の方々が対象になっている公務災害の制度の対象にしますという条例でございまして，今回の条例で議員の方の公務災害の補償に係る取り扱い自体が変わるものではありません。

議員の方等を含めた非常勤の方の公務災害についても，そうした事案があったときは，その都度，たしか共済のほうから公務災害補償基金とかという審査会のほうで，それが公務災害になるのかどうかというのは審査もたしかあったと思いますので，基本的には公務上，議員活動として公務としてされている分は対象になろうかと思いますが，吟味があつたりする場合は，そうした審査の中で判断をされるものというふうに，ちょっと不確かな知識ではありますが，今回は見ております。

○杉原委員長 じゃけん，保険会社的なところが判断するということですよ，基本的にはね。行政が判断するじゃのうて，保険会社が判断するということ。

大森委員。

○大森委員 今、言われた1年というのは、どういう基準で言われるか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 今回の会計年度任用職員制度の中で、国からいろいろと通知が出ておりました、今回の会計年度任用職員については、フルタイムで勤務した日がたしか18日以上が12カ月経過した段階で、公務災害補償の対象となるという取り扱いになっておりました、それにならないまでの期間の公務災害の対応を規定で整備するために、この条例を適用するという国からの通知がありまして条例改正を行うものですが、途中、どの制度の対象にもならないような形にしないために、規定上の整備はされておるといったものです。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 こういう手だてというのは必要じゃということは前から言ってきたんですけど、消防団の扱いにせよ、我々議員の扱いにしても、余りにもひどいんじゃないかと、もう歳費がもう40年近くも上がっていないし、もちろん下がってもいいけど、消防団がけがをして、見舞金をどこまで出すかとけちなことを議論するような、そういう世界でしょう。もっとそうではなしに、たしか第1条にも書いておるんですけど、手厚いそういう災害補償とかというのが大いに賛成なんじゃけど、ただ、今ちょっと聞いたのは、我々は4年に1度の選挙を受けるから、じゃけん、4年に1度は1年という枠内に入るのかどうかというのがちょっと気になるところ。例えば新人の人が2回目の選挙をする。そうすると、5年目になるからね、当選だと。それは、1年の枠へ入るのか。これから続く人に、やっぱしそこらのところは配慮が必要だと思うので、継続してやりますよならいいんですけど。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 議会の議員の方は、そもそも選挙に当選されて議員になられた時点から、この公務災害補償の対象になっておりますので、会計年度任用職員制度は1年たつと、地方公務員災害補償基金のほうの対象になりますので、その間をこの非常勤職員の公務災害補償の条例のほうで対応しますので、その対応する際の補償額を算定するための基準を平均給与額でしますよというのが改正になりまして、議員の方はもう議員になられた時点から対象になっています。

○杉原委員長 今はじゃけ、議員の関係ない。会計年度任用職員制度の1年未満の人のための条例。

東山総務課長。

○東山総務課長 御質問のような議員活動中でもしけがをされた場合等について、また御相談をいただければ、先ほど制度上の審査というものがありますよということは説明させていただいたんですけども、そういったどうかという窓口については、また申請なり御相談いただければと思っています。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第110号に対する質疑を終結といたします。

続いて、議案第111号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第111号でございます。三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。本案ですけれども、公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、先ほど申しました条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容ですけれども、投票管理者等の報酬額を改めるとともに、投票管理者等を交代して行わせる場合の報酬額を規定するものでございます。また、今回、別の条例でございますけれども、災害弔慰金等支給審査委員会を設置する議案がございますけれども、その設置に伴いまして、当該委員会の報酬額を定めようとするものでございます。

施行日は令和2年4月1日としてございます。

よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第111号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 それでは、質疑がないようでございますので、議案第111号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第112号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして議案第112号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。本案ですけれども、人事院におきまして給与改定の勧告が行われたことに伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容でございますけれども、人事院勧告に準じた給与水準、期末手当及び勤勉手当の支給率、住居手当の支給額について改定をするものでございます。具体的な内容ですけれども、まず、人事院勧告での平均改定率0.1%でしたけれども、本市の給料表等に当てはめての行政職の月例給の平均改定率が0.15%となっております。期末勤勉手当につきましては、現在の年4.45月の支給を0.05月増やし、4.5月といたしまして、令和元年12月期で勤勉手当を改定し、令和2年6月期以降は期末勤勉手当を均等となるように改正をするものでございます。

次に、住居手当ですけれども、支給対象となる家賃の下限を、現在の1万2,000円から1万6,000円に引き上げるとともに、手当支給額の上限額を2万8,000円に引き上げるものでございます。なお、経過措置といたしまして、この改正に伴う手当の減額幅の上限を、令和3年3月31日までは

2,000円とすることとなっております。

施行期日ですけれども、第1条で規定しております給料表に係る改正は平成31年4月1日に遡及適用いたしまして、施行期日は公布の日からとしております。第2条に規定をしております期末手当及び勤勉手当のうち、令和2年6月期以降分及び住居手当、また附則第5項の住居手当に係る経過措置は令和2年4月1日の施行としてございます。

以上、よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 これより議案第112号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 人事院の勧告に準じての市の職員さんの給与改定だと思います。今の給与0.15%と期末勤勉の0.05月アップ、住居手当等の御報告をいただいたんですが、県の人事委員会勧告の結果を聞かせてもらったときに、給与改定、給与のアップ分は、おおむね30代前半まで法改正して、それより上は改定されていないというふうに聞いたんですけども、要は一定経験以上の皆さんの改定、アップはない。全部若いほうへ行って0.15アップという、平均ですよ。三次市の場合、それはどうなっているのかというのを知りたいんですけども。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 県は独自の給料表を策定しておりますけれども、市は基本的には国の給料表に準じた給料表になっております。国の給料表もやはり給料が高いところは改定がほとんどないとか、全くないというのもありまして、三次市も基本それに準じておりますので、比較的若い、1級、2級、3級のところは上がり幅が大きいですけども、一定の級以上になるとほとんど上がらない、またはそのままの給料になっております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 今の若いほう、経験の多いほうの、私は県のほうはおおむね30代前半まで、40代以降はほぼアップなしというふうに聞いて、アバウトでいいですけども、市もそうなのかどうかお願いします。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 今回の給与改定、人事院勧告に基づいて行うわけですけれども、民間企業との格差というところの是正で、主に現在の国の状況で言うと若年層の方の給料のほうが高いということで、今回、勧告されておりますので、高卒初任給で大体2,000円アップで、大卒初任給で1,500円のアップということになっております。これはおおむねになるんですけども、大体昇給があるのが35歳程度の級を目安として上げておられまして、条例で言う本市の給料表の改定の経緯を例に上げさせていただいているんですけども、それぞれの人の全てが上がっているわけではないんですけども、例えば1級でしたら、1級の78号級までが昇給対象となっております。

級が上がるごとに号級が下のほうに下がっていきまして、2級だと47という、45から46号まで、3級ですとさらに下がって30号級までといった昇給になっております。そりより上は、今回改定なしということになっております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ほかはないようでございますので、議案第112号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第113号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第113号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。本案ですけれども、人事院において給与改定の勧告が行われたことに伴いまして、人事院勧告に準じた給料表の改定を行うこと等により、関係条例である三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容ですけれども、先ほど112号で御説明をさせていただきました人事院勧告に準じた給料表の改定を行うもので、大卒初任給の改定額を基準に月額1,500円引き上げるものでございます。

また、国からの通知に伴いまして、9月に提案させていただいた会計年度任用職員の給与に関する条例の際は、教員の方に対しては教職調整額を支給することで規定を整備しておりましたけれども、国からの通知により時間外勤務手当を支給することとされたため、教職調整額に係る規定を削除しようとするものでございます。

そのほか期末手当について、前年度から引き続き任用されている方で、任期が6ヵ月未満の方のうち、前年度までの会計年度の任期を合計して6月以上になる方に期末手当を支給するよう改正することなどを規定するものでございます。

本条例の施行期日は公布の日としてございます。

以上、よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第113号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 ちょっと看過できない重要課題だと思っています。まず、なぜ教職調整額を削るのかというのが、どんな中身で国から指導があったかを聞きたいのが1。

2、時間外勤務手当を支給する。ありがたいことだと思うんですが、じゃ何をもって時間外勤務手当とするのかというのが2点目。

3点目、最初に一言っておきますね。現場では、県費の教職員は教職調整額をいただいて、裏返しに超勤はしてはならんという決まりなんです。だから、時間外も支給されない。片や、市費の教員は、調整額はつかんよ、でも時間外勤務の残業手当は出ますよという、全く同じ仕事をしながら、一方で手当がつき、一方で手当がつかないという現象が生まれはしないかというのを危惧しますが、以上、よろしく申し上げます。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 教職調整額のほうの削除につきましては、総務省のほうから、非常勤職員についてのこれについては、教職調整額を支給しないとするという通知が、前回の議案提出後に出されまして、それに基づいて本市も同様に条例を整備するものでございます。

まず、これをおっしゃられたのはサービス残業の懸念というところがあったと思うんですけども、時間外をどのように管理するかというところにつきましては、やはり正規職員の、現在の市の職員と同様に、上長が指示された管理に対して、勤務命令簿によって時間外を管理していくということになろうかと考えております。

現場で、その時間外になる方と教職調整額の支給になる方というところがあるかと思うんですけども、教育委員会のほうにもちょっと確認するんですけども、現在の非常勤の教職員の方の働き方につきまして、基本的には過度な時間外というものが生じないような働き方にしていだかないというふうには考えておりますので、そこでどうしても生じたときに、時間外の支給をしていただくというふうになろうかと思えます。基本的には勤務時間内での勤務ということを、現在、想定しております。

働き方の扱いにつきましては、新年度からについて、教育委員会で現在ちょっと調整されているかなというふうに思っておりますが、勤務された時間外をきちっと管理されて、手当のほうもきちんと支給されるようにということは、もちろん指導していきたいと考えております。

以上です。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 まず、特区で取得された教諭職は非常勤ではないですよ。小学校の学級担任を持って1日勤務して、今の113号によっても、教諭職給料表の対象者になっているので、非常勤ではない。しかも、今、現場の非常勤には、県費は教職調整額はついていません。非常勤、例えば中学校の体育だけ教えるに行くとか、技術だけ持っているとかというのは、調整額はついていませんよ、日割り時給計算。三次市も中学校の講師部分で、教科免許の職員が足りないところは非常勤で埋めておられると思いますけども、今年の補正でも9月に随分補正をいただいて、配されているというのが1。だから、常勤職員です。フルタイムの会計年度の職員対象です。市費特区のぐんぐん教員ですからね。学校では、県費教職員と全く同じ仕事をしています。

2点目、県費だけの職員が教職調整額がつくことで、無尽蔵の残業をするかわりに残業は認められないというのがついている。残業しちゃいけないのですよ。校長も残業を命じちゃいけないのです。というのが、法のたてりです。だから、4%がついて、遅うなろうが、どうこうなろうが、県とも随分交渉してきましたけども、遅うなったのは、県教諭は口が避けても勤務とは言いません。自主的活動と言うんです。

それでも、限定4項目というて、こういう場合にはやむを得んけ、時間外をしてもという4項目が決められている。実習、これは小・中学校でほぼないですね。高校の農業科なんか鶏や牛の世話をせないけんけ、産後6時に行かないけんとか、朝早く起きてやらないけんとか、それを強制するというようなのは出している。

それから、職員会議でいろんな議題がたくさんあって、重要案件もあるので、5時に終わらにや

あいけんの6時まで延びた職員会議。

それから、非常災害生徒指導です。非常災害は、このたびも学校が避難所になれば教職員に召集がかかることもある。それは時間外でやむを得んと。

あと生徒指導上のもろもろの課題について、保護者との連携をとらないけんということになれば、時間外になってもやむを得んと。やむを得ん場合の勤務を命じる。

最後は、学校行事です。学校行事というのは、具体的な対象になるのは、例えば修学旅行に連れていく。そしたら、8時から5時までで勤務は終わりちゅうわけにいかんですよね。風呂にも入れて、晩飯も食べた後、班長を寄らせて反省会を開いてという感じで集団宿泊訓練とか、これはもう時間外が多い分、業務も当然生じるという限定して、それ以外は業務とは認めていないのが県のたてりです。

調整額がとられるということは、裏返せば残業はオーケー、どうぞ頑張ってやってください、認めますよというのが裏づけにないと、調整額をとるということは逆に認められない。なら、テストの採点で今日は6時まで頑張らにゃ、みんな済まなかったとか、今、成績は佳境時期ですけど、ああいうのをつけるためにどうしてもいろんな所見欄を書いたり、成績処理のために7時までかかるとかちゅうのは、時間外と認めてあげにゃいけんという理屈だと私は思う、調整額をとるんなら。調整額がついとれば、時間外勤務はだめですよという前提ですから。

まず、非常勤じゃないですよ、常勤ですよ。それから、時間外勤務が今の県費と同じようにという現実、今、そうになっていませんよ、そうはならんでしょうというのが質問ですけど、どうでしょうか。これ、フルタイムの会計年度です。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 まず、常勤勤務の経緯とといいますか、今回の会計年度任用職員制度のほか、少し常勤という言葉が捉われ方によっていろんな解釈があるのかもしれないんですけども、今回の制度でいう、まず正規職員が常時常勤勤務に要する職という定義をされておりますけども、これは相当の期間任用される職員のつけるべき業務に従事する職、これがまず正規職員で、これが常勤勤務を要する職となっております。

これ以外の、この要件を満たさない者が会計年度任用職員となっております、その勤務形態の中でフルタイムとパートタイムというのがあります。ですから、今、市費の区分の方というのは、任用の期間が決めていない、年度ごとになっておりますので、いわゆる正規職員の常勤勤務を要する職員には該当されない方となっております、会計年度任用職員制度の適用になる。その中で、働き方として実際に勤務時間としてはフルタイム、先ほど正規職員と同等の勤務をされている場合には、会計年度任用職員のフルタイムの規定が適用されるという法体系とといいますか、体系になっておりますので、常勤勤務イコール正規職員と同じ制度の枠組みになるのではなく、あくまで相当期間、2年間の年度で区切つての採用ではなくって、いわゆる通常の公務員の採用というか、定年までという採用の中での職員と、そうでなく年度年度に採用をさせていただく職員としての、まず区分けがあることを御理解いただきたい。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 先ほど御指摘いただいた4項目以外については業務時間外にならないとおっしゃられていた部分については、今度、教育委員会のほうとも確認しまして、おっしゃられるように働かれても時間外にはならないという扱いになってはいけないと思いますので、どういったことで時間外の想定があるのかというところは確認をさせていただいて、こちらの捉まえとしましては、もちろん教職調整額が外れるので、残って勤務された時間は時間外勤務手当という認識でおるのですが、新田委員おっしゃられたような、ちょっとこの項目は時間外にならないので、勤務されてもつかないですよといったところは、生じないようにしないといけないと思いますので、その部分を教育委員会と協議をさせていただきたいと考えます。

部長がさっき申しましたように、今回の会計年度任用職員の導入に当たっての国の捉まえが少し変わってしまっていて、これまで非常勤と言えば毎日勤務をしないことを非常勤と私たちも捉まえていたんですが、今回から国が言う非常勤というのは任期がある職員を指すようになってきておりまして、常勤職員というのが先ほど申しました正規の職員という、これまでの言葉の使い方が変わってきていて、総務課のほうでちょっと戸惑ってはいたんですけども、非常勤で言うと、勤務は本当に正職さんと一緒に、任期があるということでの非常勤と、今回の場合、捉えていただければと思います。

その中で、正職と同じ勤務時間がフルタイムでございます。正職より短い勤務時間体系がパートタイムという区分けになっております。

以上です。

○杉原委員長 新田委員が心配されとってというか、これじゃ、教職員だけじゃのうて一般職もこれじゃないですか。一般職は、普通残業したら、もう1こま目から、例えば5時15分以降から残業代が必ずといっていいほどつくわけでしょう。に対して、例えば教職の会計年度任用職員は、時間が4時45分ですかね。そこ以降つかんケースがあるとしたら、要は行政職と教育職で運用が違うというのがおかしくなってくるんじゃないかと。おかしくなるでしょう、運用が。そこら辺、どうなんですか。必ずつく部署と、例えば教員のそれまでの暗黙の了解の中での分でそのままつかんところがあるのと、おかしいんじゃないですかと。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 ですから、本来でいうときちんと今回の会計年度任用職員になられて、時間外に勤務された場合はきちんと命令を受けたら時間外勤務手当がつくべきものですので、そこはきちんとつけていただくということに変わりはありません。ただ、おっしゃられたどの業務で時間外をしてもらうのか、命令をするのかというところは、教育委員会での考えによりますので、そこは確認させていただくというところで、残っていただいたのに時間外がつかないという実態はないと。命令をした以上は、もうそこで時間外勤務命令が発生して、時間外勤務手当がつくという、発生するということになります。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 おっしゃる中身は、非常勤と常勤の捉えというのが、確かに今のでわかりました。

でも、問題は調整額がつくから時間外勤務は命令できないというのを担保したわけです。それ

で、今、国と県の教職員はそのもとで働いている。だから、校長は成績書に係るけど頑張ってやれという業務命令はできないんです。しちゃいけないんですよ。それは法令違反なんです。

そのそごが生まれないようにするんなら、じゃ限定4項目といたしますけど、さっき言った時間外勤務が命じられるのは4項目だけです。じゃ、何も変わらないじゃないか、調整がとられただけじゃないかという話になる。4%も昭和41年、7年、忘れましたが、その間の教職員というのは時間外で仕事しとるとというのが月8時間だった時代の話ですよ。今や平均50時間ですからね。きっちり調整額で計算しようと思うたら、とんでもない数字になる。国のほうの調整が、給特法といたしますけども、給特法の見直しも、今、行われていて、決まったのは夏休みをまとめ取り方式じゃというて、その分、繁忙期の勤務時間を延ばすと言ようる。

ここに幾らかの変化が出るのかもしれませんが。ちょっと具体的にわかるやもしれませんが、なら勤務時間として、例えば4月、忙しいですよ。たちまちスタートからどう変わっていくか。学級新聞だけでも、私は約10年勤務しましたけども、40人の名簿をつくるだけでも、名簿を8種類ぐらいつくらなきゃいけない。それだけでも時間外になる。入学式の準備もある等々、だから、それを今まで命じてはいけないのが命じられる。そして、そのために手当も県も国もつける。フルタイムも準じて一緒にするちゅう流れになるんならうれしいですけど、課題はよく教育委員会と御協議いただいて、そごが生まれんようにということと、生まれるんなら県費に合わせにやあいけんというなら、調整額をとっただけじゃないかというのに終わらんようにしてもらいたいというのもあるんですけど、もう一回聞きますけど、国の指導のそこらの給特法に対する考え方が何か示されておるのではないんですか、総務省から御指導いただいとる。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 通知文に、その委員がおっしゃられる項目までといった細かい運用も何も来ておりません。ただ、調整額を支給しないという一文の周知でございました。繰り返しになりますけれども、先ほど御指摘いただいている事項につきましては、教育委員会と調整して、命令がない残業が発生しないようにきちんと管理していきたいと考えております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 もうこれは最後にします。命令がないというのは、条例がそうなるんでしょうけど、校長が職員に向かって新田君は県費です、何々君は市費です。市費の何々君、成績書の分だけ、今日は仕方ない、頑張りなさい、7時までは命令して、何とかそれまでに仕上げなさいと命令する、オッケー。こっちで、同じ成績書の新田君には命令できないんですよ。命令できない。これは、あなたが主体的にやりよるだけですよという話になるという、その区切りはしてもらいたい。そうしないと、なかなか。そうやっても、今17人ぐらいいるんですよ。皆さんが働きやすいように、それから全国でも多分例は少ない、数が少ない。それは、今、三次市が頑張っていたいていとは大いに評価するんだけど、全国で例が少ない部分が、総務省は大して意識しとらんのではないかとかというようなのもちょっと頭に意味で、現場で働く者がよりよいになるように、できるだけ制度設計していただきたい。

できれば、現場の声を、教職員組合のほうにどうなんやちゅうのは、組合は教育委員会へ行った

んですよ。教育委員会は総務課の担当ですということで、たらい回しにされておった。投げられている。返答はなかった。そこらとも、できれば協議の機会とかヒアリングぐらいあってもいいんじゃないかと思ひまして、以上です。

○杉原委員長 ちょっと制度設計を、部長も話合う機会を持ってみてください、教育委員会と現場とも。じゃけ、例えば時間外が普通に支給されるようになったら、劇的に人件費がかかるようになることも考えられますよね。今、多分、国が思うとるのは、三次市みたいに担任をさせるとるイメージじゃなくて、補助みたいなパート、だからフルタイムにしても会計年度任用職員のイメージで教職調整額を削れと言っておるとしたら、三次市みたいに担任まで持たせたら、ほんま夜9時とか何時まで働き出したら、劇的に人件費が上がったら、何かちょっとそれはそれで、市教職員ではうれしかもしれんけど、ずれが出てくる可能性が、ちょっと調整なり調節なりをしていただいでください。よろしくお願ひします。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほいじゃ、ほかにないようですので、議案第113号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第114号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第114号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。本案でございますけども、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬等につきまして規定をするために、関係条例である三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容でございますが、週休日や深夜時間帯における時間外勤務に対する時間外勤務報酬及び月60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務報酬等、各時間外勤務報酬だけ別に支給できるよう規定を整備するほか、通勤手当相当分の費用弁償の支給について必要な規定を整備しようとするものでございます。

本条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上、よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 議案第114号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、議案第114号に対する質疑を終結いたします。

総務企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 続いて、財務部が所管する議案の審査を行ってまいりたいと思ひます。

初めに、議案第115号、三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日野財務部長。

○日野財務部長 皆さん、おはようございます。

○杉原委員長 着座でどうぞ。

○日野財務部長 では、議案第115号、三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）について御説明を申し上げます。

本案は、民法改正法が平成29年6月に公布をされまして、令和2年4月1日より施行されることに伴いまして、住宅の賃貸借契約等に関連する改正があることから、本市におきましても関連条例でございます三次市営住宅設置及び管理条例ほか3条例の一部を改正しようとするものでございます。

その主な内容でございます。連帯保証人に係る規定の改正というものがございます。これにつきましては、これまでは入居時に連帯保証人を2名求めておったところでございますが、これを1名とし、新たに緊急時に連絡がとれる者1名ということに改正しようとするものでございます。

2点目は、文言の修正でございます。現在、延滞金としておった文言を遅延損害金に修正するほか、入居資格あるいは連帯保証人等の要件の文言が各条例でばらばらだったということで、これを統一していくということの文言整理でございます。

3点目、最後には、本市において広く公共施設において指定管理者制度を導入しておるところでございますが、このたび、市営住宅等におきましても、民間事業者等の知識、能力、経験を生かし、市民サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度の導入を図り、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定めるため、条例改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○杉原委員長 それでは、議案第115号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 いろいろ読ませてもらってもなかなか難しい部分もあるんですけど、漠然とした質問になるかもしれませんが、連帯保証人さんとかといったのを探すのも難しい人とかには、前に2人やったのが1人になって、何かそんなになりますね。民生委員さんなんかもやっぱり、もし市営住宅に入りたいんですけど、保証人がおらん方というのはなかなか難しいというのも聞いたこともありますし、いいことだろうなと思うんですけど、もし滞納等があったときの回収ですとか、その辺で難しくなるという部分が今まで専決事項で出てくるですとか、そういったのも見させてもらったと思うんです。これは素人考えで言わせてもらってもいいんですけど、家賃保証会社みたいなものがあるじゃないですか。債権回収というんですか、そういったものを取り入れとる自治体も多分あるんじゃないかなと思ったりするんで、そういうのを検討するとかそういったのはお考えがあるのかどうか。やれということじゃないですけど、そういうのがあるなと思ったんですけど、それに対す

る見解が聞きたいなど。

○杉原委員長 児玉財産管理課長。

○児玉財産管理課長 このたびの条例改正に伴いまして、保証人を2名から1名にするということですが、こちらについては、これまで今回の民法改正について、保証人さんの限度額、極度額を新たに設ける必要があるというのがあります。それとあわせて、近年、身寄りのない単身世帯の高齢者も増加しているというところで、住宅への入居の際に保証人の確保が難しくなるのではないかと、平成30年に国交省のほうから技術的な助言ということではありますけども、住宅に入られる際に、保証人が確保できないから入居できないというようなことがないように配慮をなさいたいということが来ております。国においても、公営住宅の管理標準条例というのがあるんですけども、こちらのほうで保証人の規定のほうは削除されております。

今回、検討するに当たって、廃止をするという自治体もございましたし、これまでどおり残すという自治体もあるわけですが、今回、債権の確保という観点からも、一度になくすのではなく、1名を残そうというふうにさせていただきました。

債務保証会社等の活用のほうも、色々聞いてはみたんですけども、今、検討されている中では、債務保証会社さんも利用者さんから徴収されるということになりますけども、そちらのほうはどうしても家賃の半月分、1ヶ月分というようなことで、やはり利用者の負担も発生するということから、それと住宅に入られる方に対する債務保証というのが、実際、県内ではまだそれをつけていらっしゃるところがないということで、現在は債務保証会社の利用というのはちょっと見送らせていただいているところです。

今後、そういった利用等も、受ける事業者等が出てくれば、そういったものを活用できるように、後ほどであり、関係の規則を改定することも考えております。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 少し補足をさせていただきます。このたびの民法の改正は、1つは連帯保証人を保護するという趣旨が出ております。今までは限度額が表記ないままに、言うてみれば無制限に保証をするということになっておったものです。これが、限度額を定めて、全てのアパートに入った場合も、民間の場合も含めて、それを求めるようにということの趣旨になっています。

今回、条例では定めておりませんが、規則で定めるということになっております。現在は最大で1年間の保証ということを決める。大体県内、同じような保証額というのか、限度額になると思います。現在、滞納整理等を含めまして、3ヵ月家賃が滞った場合には、直ちに督促状を出しながら、必要な措置をとっていくということでございますので、この1年間の保証額、限度額を求めればいいのかというような判断にしておるところでございます。

それから、もう一点の家賃保証会社、これも御質問いただいたように、本市におきましても、できれば保証人はなくして、保証会社へかけるということをするれば、焦げついたものを回収できるということになるんですが、現在、端的に申し上げると、引き受ける会社がないという状況でございます。そういう会社が出てくれば、市のほうも新たに条例を改正しながらもっていきたい。

そして、もう一点は、これは保証金が大体年間3万5,000円ぐらいから5万5,000円ぐらいになる

と調べておりました、これが入居者の負担になるということになります。したがって、収入の低い方、低い家賃で入っておられる場合の負担が増えるということも考慮する必要があるというふうに、現在、考えております。順次検討していくということでございます。

以上でございます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今、聞こうと思ったことをぺらっとおっしゃっていただいたんで、保証限度額を明記する額というのは、まだ1年間の限度額というのは具体的にお幾らまでというのは、そういったのはまだ決まっていないということですか。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 本条例を御議決いただいた後に、1年間ということを想定して規則のほうへ具体的に定めてまいりたいと思っております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございませんか。

山村委員。

○山村委員 指定管理者による管理の条例の部分が今回入ってまいりまして、これは一般質問の続きになるんですけども、行革の中では検討ということで、指定管理者に移行で検討ということで、もういきなりこの条例が出てきたりしますと、もう速やかに移行されるんじゃないかと思うんですけども、そのときに言いましたように、やはり整備の部分を行政のほうがちやんとして、次に指定管理者へ渡すというようなことを考えられないと、管理の問題にしても、今、現行の指定管理の施設に関して、いろいろ議会報告会なんかでも市民の皆様から苦言をいただいたところもありまして、非常に管理が悪いとかというようなお話もたくさんありますので、住宅に関してそういうところが出てくると、非常に市民にとってはマイナスの面も大きくなるのではないかというところと、あとやはり今あいている状況のところを指定管理に出して、うまくいく場合もあるかもしれないけど、やっぱりそのところがますます停滞してくるんじゃないかという心配な面もありまして、いつの時期にこういうことを進められるがために、このような条例をもう既につくられたかというところをちょっとお伺いしたいんですけど。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 この条例は、指定管理にするというよりも、できるということになろうかと思えます。具体的に指定管理で、いわゆる民間のほうに指定管理を出すということについては、来年度になって具体的に検討をして、できればそれを進めていきたいという考えでおります。

方法とすると、現在、三次市内にも県営住宅等がございますけども、そういった住宅は既に専門の事業者のほうに委託しております。南部のほうの大体大きな自治体も含めて8団体程度、既にそういったことですけども、聞き取りをする中で、メリットと言いますと、やはり土日であるとか夜の対応といったことを含めてメリットが出るだろうと。業者のほうもやっぱり専門でありますんで、本市とすれば徴収あたりのところもメリットが出る可能性もあるし、それ以外の機能も期待できるんじゃないかなと思っておりますが、これはまた新年度になって具体的に検討しながら、進めさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、入居者の方の家賃の範囲内で対応するということが、一般財源の投入が必要になるということでございます。大体年間1億9,000万ぐらい入っております、最終的には積み立てを五千万毎年積み立てて、大体年間1,000万ぐらいの修繕、それ以上かかっておるんですけども、その程度は業者のほうで対応できるというところが多くございますので、大規模な躯体にかかわるようなものは市のほうで対応するようになろうかと思っておりますけど、そういった修繕もスムーズにいくというふうに聞いておりますので、デメリットもあろうかと思っておりますので、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 トラブルがよくあるとお聞きするのが修繕の部分ですよね。どこが修繕するかということで、やっぱり具体的にしっかりとラインができていないので、そういうところでのトラブルが結構多いというのは聞きますので、それはやっぱり市民にとって過度の負担にならないように、それから対応が、行政でしたらじかに判断できるけれども、民間が入りますと、直接的に判断ができないという部分もできてくるんじゃないかと思っておりますので、そういうところの非難が出てこないようにしっかりと見据えた上での移行ということを考えていただきたいのと、あと共同施設がありますね。集会所とか住宅の中であって、そういうのを今までは、そこに住宅に住んでいらっしゃる方たちで管理されているような場合があるんですけども、今後はそれはどういう、たとえ民間に委託となった場合にはどういうふうになるのでしょうか。

○杉原委員長 児玉財産管理課長。

○児玉財産管理課長 先ほど部長の答弁でもありましたように、具体的な仕様のところはまだ決めてはおりませんが、他市の状況等も確認しながら進めていきたいと思っております。基本は現行の市でやっていたものを指定管理に出すということを考えておりますので、今まで地元で管理されていた施設については、これまでどおり施設の管理は利用者さんのほうへお願いする仕様になるかと思っております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ちょっと私わからのんで、ちょっと教えてください。今の感じで言うと、県営住宅みたいな感じで言うと、じゃけ、三次市の市営住宅を一括して事業者へ委託するとすれば、委託業者は例えば市内の不動産会社で何か共同体みたいな何かつくらせるんか、1社にもう入札でぼんと出すんか。選び方をどういうに考えてとってんかということをお聞きすると、今の説明があつて、ぱっとわからなかったんですけど、家賃収入はどっちがもらうの。市がもらうんですか、管理会社がもらうようになるんか。そこら、取り分と指定管理料制度でいくんですか、ちょっと教えてください。

児玉財産管理課長。

○児玉財産管理課長 現在の家賃については、市のほうでの収入とさせていただいて、その中から指定管理料をお支払いするということを考えております。

受託事業者については、県の場合は共同体のようなものがあつて、そちらのほうと契約をしてい

るという実態があるようですので、市内の不動産会社のほうでそういった共同体をつくっていただけるかどうかというのは、今後の実施に向けての検討課題かと考えております。まだどこへ発注するかというところは、まだ決まっていません。そこは決めておりません。

○杉原委員長 今、年間収入が1億9,000万。それを丸々指定管理料というような考えで、5,000万の修繕費がかかると1億4,000万ぐらい、それを全てで丸ごとお任せしようというようなお考えというふうにとってよろしいんですかね。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 民間委託するということになりますので、民間委託する場合のメリットということの中には、やっぱり費用対効果ということがあろうかと思えます。現在6,000万から7,000万ぐらい、人件費を含めてかかっておりますので、その範囲内ぐらいで出していくということになるかと思っています。ですから、今かかっている修繕費とか人件費、もろもろの物件費等も含めて、それを大幅に何千万も超えるような額で委託すると、そんなのはメリットがございませんので、そこは現行のところを大体上限というふうになってこようかと思えますが、具体的にはかかる費用をどの程度見積もるかということで、それはまた今後検討になります。基本的な考え方は以上です。

○杉原委員長 ちょっと議案とは半歩ずれるんですけど、市営住宅でいうと、例えば京蘭寺のところの一带のところとかあるじゃないですか。もう歯抜け、むちゃくちゃ歯抜けじゃけど、1人、2人おってじゃけ、この棟を丸ごと残とったりするじゃないですか。でも、実際の入居率でいったら、例えばようわからんけど2割とかだとしたら、もう引っ越し代を払ってでも、例えば1つの棟にまとめて、結構ぼろい棟から崩していったり、ファシリティマネジメント系の考えと、あわせて事業者に出すにしても、管理棟が少なけりゃ指定管理料も減っていくだろうと思えますし、そういったのもあわせてやっていくべきじゃないか。全体的に見て、もう入居停止しとるようなところでも、まとめられるところは引っ越し代を払ってでもそうにやったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、今後の考え方について。

日野財務部長。

○日野財務部長 今、公営住宅と定住促進、例えば寺戸のもとの雇用促進住宅ですね。そういうのを含めて1,156戸あるわけですけども、この中で現在は入居しておる戸数が722ということで、直接的に見ると60%台なんですけど、この中で停止しておるのが現在112、実質7割超えて入っている。今後の人口減少等を含めて、総合計画の中にもありますけども、大体、今300戸ぐらい多い試算になっております。800台ぐらいあれば十分だということで、現在も、今おっしゃいますように、できるだけ空き家のない状態、空き家で例えば1軒しかおられなくても、その建物を維持しなければならないということで、できれば移ってもらえないでしょうかということ、絶えず交渉をしておるんですが、最終的には強制的にというわけにはいきませんので、家賃が一定程度安くて、なかなか民間のアパートへ移るにしても家賃が高い。引っ越し費用の部分を考慮しても、今住んでおるところがなじんでおられることがあって、努力はしておるんですけども、なかなか退去が難しいということがあります。基本的に退去を促して、不必要なものは解体していこうということで、現在やっておりますけども、それは委託のほうを、引き続きやっていくということで、できれば委託の

前に整備をしたいんですけども、条例的には間に合わないということで、そういうふう聞いております。

○杉原委員長 僕のイメージとして、全く別の場所の市営住宅へ行くというたら、確かになじみが消えるかもしれんけど、同じ集合住宅の中でも移っていただいたら棟数が減らせるようなところですよね。今、最初、京蘭寺とか、引っ越し代を払うてでも、一部でも全額でも負担してでも減らしていったほうがいいかなというような考えがするんで、検討してみてください。

児玉財産管理課長。

○児玉財産管理課長 移転補償については、これまでも予算計上させていただいて、おおむね2分の1程度は補助するというので、上限は10万円程度で考えて、話もさせていただいておりますけども、実績として移られる方が今はいないというところで、そちらのほうは計画して、また入居者の方と話をしていきたいと考えております。

○杉原委員長 了解いたしました。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第115号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第123号、市の境界の決定に関する意見についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日野財務部長。

○日野財務部長 それでは、議案第123号、市の境界の決定に関する意見について御説明を申し上げます。

本案は、これまで未確定でございました大土山頂上付近から北側斜面における本市と安芸高田市との境界につきまして、長年にわたり未確定となっておったわけでございます。本年10月29日付で両市が合意をし、広島県知事から地方自治法第9条の2、第1項の規定によりまして、境界決定(案)に対する意見を求められましたので、これに異議はないとする旨の議案、同地方自治法の第9条の第3項の規定によりまして、市議会の御議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○杉原委員長 議案第123号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、以上で議案第123号に対する質疑を終結いたします。

財産管理課におかれましては、ありがとうございました。

危機管理監と財務部とで次のところがありますんで、よろしく願います。

(執行部退室)

○杉原委員長 それでは、次の審査を行ってまいりたいと思います。

追加議案で出てまいりました議案第134号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、議案第134号、損害賠償の額を定めることについて説明をさせていただきます。

本案は、本会議におきまして堂本副市長が御説明をいたしましたように、平成29年5月に発生いたしました公用車による物損事故におきまして、議会の議決を得ないまま損害賠償を処理したことから、さかのぼって損害賠償の額を有効なものとするため、議会の追認議決をお願いするものです。

本件につきましては、事務処理を行うに当たり、関係法令の認識を欠いていたことに起因したものであり、法令に基づく行政を推進する立場にありながら、こうした事態を招いてしまいましたことについて、まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

本案ですけれども、先ほどの29年5月28日曜日午前9時45分ごろに、甲奴町梶田の消防屯所付近において、三次市消防団甲奴方面隊に所属しておられる消防団員の方が運転する消防ポンプ車が、駐車していた債権者[REDACTED]の私用車に衝突した物損事故の損害賠償額56万5,920円について、地方自治法第96条、第1項、第13号の規定により損害賠償の額を定めていただくものです。

事故の状況を簡単に御説明いたしますけれども、この甲奴方面隊が甲奴町梶田の消防屯所付近で訓練を行っていた際に、ポンプ車を運転していただいていた消防団員の方が、ポンプ車を駐車スペースに単独で駐車しようとしたときに、駐車スペースが左右も団員の方の車でいっぱいだという状況で、そこで頑張って駐車しようとして、一旦駐車されておりたんですが、少し車道にはみ出していることに気がつかれて、もう一度乗られて、それを修正しようとしてバックされていたときに、ポンプ車の左後方角が被害車両の後ろのバックパネル付近に当たったというものでございます。なお、ポンプ車のほうは修理する箇所は見当たらなかったということです。

この事故の報告を受けまして、市では公益社団法人全国市有物件災害共済会に手続を行いました。債権者に対して共済金が支払われました。このときに、危機管理課といたしましては、速やかに議会の議決を経よう手続を進めなければなりませんでしたが、担当者の確認不足並びに課内でのチェック漏れ等によりその手続が行わず、庁内の連携も不十分であったために、議会の承認を得ないまま今に至ったものというふうに考えております。

このように職員レベル、職場レベルの認識不足が、庁内連携不足が今回の事態を招いた原因と考えております。今後は、公用車の事故報告様式に議決案件かどうか明記するなど、書類管理を徹底するとともに、議決の手続が適正になされているかどうか、庁内でしっかりチェックするよう徹底をいたします。

また、消防団車両につきましては、普通の車よりも後方が確認しにくいために、後方確認する者を置くよう、従前から指導をちゃんとしてきたところでございますけれども、この事故の後にも、団幹部会議において団長のほうから重ねて指示をされておられますが、今後さらに徹底してまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

本件についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、質疑のある方の発言を求めます。

大森委員。

○大森委員 この事案が発生をする経過は今おっしゃったとおりで、問題なのは倫理観ですから、この先どういうふうを考えているかというところを変えていかなきゃいけないと思うんです。私が聞きたいのは、これから気をつけます、これからそういうことがないようにしますという言いわけをするなら、そのもとがなきゃいけないですね。こうこうこういうところに原因があって、こういうふうな経過を経て、こういうふうに至ったから、問題はここのところの事務上の問題であったり、いろんなところの問題があったり、じゃこれを逐一直していこうという問題に気をつけましよう、ないようにしましよう。

この間言うたんですけど、たまたま人身事故でなかったからよかった。たまたまですよ。これが人をひいたり、人にぶついたりしとったら大変なことです。徹底的にそのところを私は明らかにしなければならぬというふうに思います。

そこで、今ちょっと聞かせてもらうのに、責任部分については庁内の連携不足による事案であると言われました。連携不足なのかどうなのか。例えばその事故が起きたときに、危機管理課へどういうふうな連絡がいったのか。または、庁内でこれを検証するに当たり、どういう議論がされていたか。また、保険等の手続をいつの時点でされたかわかりませんが、2年前のいつかでしょう。そのときに、なぜ議会の承認を得なければならないということが頭に浮かばなかったのかどうなのか。そういうふうな疑問が逐一解消されない限りは、私は二度とこのようなことがという言いわけはもう全く通用しないと思うんですが、いかがでしょうか。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、危機管理監といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、これは危機管理監に限りませんが、職員であれば法令遵守というのは当然でございますので、議会に対する手続というのは当然知っておかなければならないというのは基本であろうと思います。まず、その認識が欠けていた。ただ、損害賠償という案件は、そう頻繁に起こるものでない。これは全く言いわけにはなりませんけれども、やはりそのときに個人的な、あるいはそういうときの仕事の状況によっておろそかになるということは、個人的にはなくはない話でございます。ですから、それは組織としてチェックをしていかなければならないというふうに思います。そこを組織としてチェックできなかったというのは、組織内での書類の整備のあり方、その書類がきちんと処理されているのかどうかというチェックのあり方がきちんとできていなかったのだろうと、まずそれが1つの原因です。

庁内の連携につきましては、この報告を危機管理課のほうで受けましたのが、5月29日ごろであります。まず第1報をいただきまして、6月5日に当事者の団員さんから事故報告てんまつ書いただきました。そこが庁内で様式がありますけれども、公用車による事故発生報告を危機管理課のほうで作成をして、財産管理課のほうに提出をしております。財産管理課のほうでは、そこから共

済会のほうに手続をしまして、共済会が相手方、債権者さんと話をされて、基本的には仮示談なんですけれども、仮示談をされたという知らせを、今度はまた市のほうにいただいて、市のほうから共済会のほうに支払いのお願いをしてという状況です。

このときに、危機管理課のほうで財産管理課のほうからも議会報告案件であるというふうなことは、口頭では聞いておったのではないかなというふうには思いますけれども、そこからまず危機管理課のほうで処理の手続に入っていなかったということが1つ。それに対して、財産管理課さんのほうからのこれでございましたというフォローというか、それもなかったのではないかなというふうには考えておりますので、やはりまず最初にこれが議決案件であるのかどうかということを、事故報告のときに書類上でわかるようにしなければならんというふうには、この事案が判明したときに危機管理課と、それから財務部のほうで話をさせていただいたところです。ですから、まず事故報告のときにそれがはっきりわかるように、これは議決案件なのか、専決処分なのか、それがまたできているのかということをきちんと書類上で誰もがわかるようにすると。

あと所管課と、それから財務部さん、それだけでいいのかどうかというところもありますんで、例えば総務を入れるとかということもきちんと考えて、漏れのないようにしてなければならん。システムティックにいかねばならんというふうには考えております。

また、そういうことを庁内にも、これは財務部さんもですけども、これを機にきちんと徹底を全体にしていかなければならんというふうには考えております。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 財務部のほうのいわゆる庁用自動車、いわゆる公用車についての取り扱いも同様に、いわゆる公用車については事故報告を行うということで、事故を起こした場合は、その職員と所属長が報告に来ることになっておるわけですが、事故報告発生報告書の様式を見ますと、そこには議決を要するか要しないかということの確認ができる項目がないということで、具体的には昨日より様式を改めまして、現在は決済欄のところへ議会議決報告の要・不要という欄を設けまして、チェックを所属長が入れるというふうにして、指示をしたところでございます。

複数の部署で具体的に、システム的にもうとめるということで、現在、指示しておるのは、まずは所属長が職員を連れて財産管理課へ来ると。これが事故の第1報でございます。同時に、事故報告書の書類の決済を総務課のほうへも本人が所属長と一緒に報告に行くと。ケースによっては、さらに副市長のところへ直接報告に行くと。事故発生書の決済を持って、持ち回りをするというように具体的に指示をさせていただいております。これによりまして、議会議決につきましては、総務課でいきますと行政係等のほうの連携も含めて、漏れのないようにということで行うようにしております。

具体的な事故を防ぐということにつきましては、事故を起こした職員の今後の指導と自覚ということにつきましては、現在は新規採用職員については教習所のほうで実地研修、安全運転の技術研修を行っておりますけれども、今後は、物損、相手方がある、なしにかかわらず、自損の場合も含めて、今後は教習所等へ行って実地に技術安全運転講習を受けさせるということも具体的に検討するように庁内で協議をして、そのように進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

す。

特に物損、相手方がある場合は、最終的には市長のところまで報告が行くということの事故取り扱い要領を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 じゃ、再度お伺いしますが、今述べられたお二方の経過の報告なり、どこに目詰まりがあったのかという分析も含めてあったんですけれども、私はこれでははっきり言って、また事故は起きると思う。もちろん議会への報告がおくれたことも含めて、要するに皆さんの気が緩んどるとしか思えない。当時の担当者はどなたか知りませんが、担当課長がどなたか知りませんが、それは危機管理監に一報を持っていくとか、財務部に持っていくとか、総務へ持っていくとか、こここのところの1つのコントロールタワー的なものがないというふうに報告を聞いたんですけれども、これじゃ支離滅裂ですね。職員さんもうどうしていいかわからんと思う。だから、担当課長が危機管理監のところへもおいでなかった。財務部長のところにもおいでなかったということになるんじゃないですか。これは、甚だしく私は問題があるというふうに考えます。これは組織機構の問題なのか、職員のたがが緩んどる問題なのか、そこらをはっきりしないと。

ほんで、監査なんかでもしっかりやっとはずでしょう。56万円も税金が使われたということになれば、市の監査がおかしいじゃないですか。何でこれを議会へ上げないんですかというふうに、助言をしてしかるべきでしょう。監査のことをおたくらに言うてもしょうがないけども、私が心配するのは、いわゆる自浄能力というか、自分のところで我が身を律する。ここがいけんかったな、ここは直さないけんという自浄能力がなくなるとしか思えないんですが、どうでしょうか。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 大森委員御指摘のとおり、やはり職員あるいは組織として、ミスを防ぐと、あるいは一度ミスをしたものをきっちりと反省をして、それを次にまた起こらないように生かすという事は非常に大事なことだと思います。

この件について、そういうことが起こってしまったということについては、もう起こってしまったことは取り返しがつかないとは思いますが、今、できるだけのことを対策をとっていかねばいかんというふうに思います。このことは、部長以上、幹部できちんと共有していかなければいけないというふうに思います。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 幹部で共有するのも結構ですし、済んだことだからというふうに言われますけども、済んだことがこうやって明るみに出たのだから、それは早急に済んだことではなくて、これからのために整備をするべきだと、私は言うとするんです。

この案件に対して、やれ誰が運転しとった、保険は誰だかえ、そんなことを言うとりません。そんなことはどうだっていいんです。さっきも言いましたが、また今度、市の職員が事故ならまだしも、人身が入った場合にどうするんですかという話やけ、特に三次市は今、物事を決めるときに隠蔽体質というものが徐々に徐々に出てきておるから、市民に知らせめない、情報発信もしない。それが、こういう問題で、けさの新聞でも出とったじゃないですか。市の隠蔽体質みたいなことを書

いておりましたよ。それ、茶化しもあるけども、そういうふうに見られるということも、自分たちの恥として見なきゃいけない。

だから、もう済んだんだからいいじゃなくて、これからのためにせないけん。幹部で協議します。それを大いにやってください。協議をしてもろて、何でこういうことになるのか。もう一回よう考えてみようやと。管理監が腹を立てないかんでしょう。当時の担当課長にしても、財務部長、やっぱりそこはあなたも、どういうことかというて目くじらを立てないといけん問題なんですよ。市民がけがをしたり、殺したりしたらどうするんですか。だから、そういうことがないようにせにゃあいけんでしょう。

じゃけ、私が再度言います。原因を庁内の連携不足程度のお茶を濁すような言いわけでなしに、もっと徹底的な、もっと実のあるような分析をしてくれないと。これをもってやりゃ、もうおまえら許さんぞと言うて、それが何もないんだもん、恐らく。今回の問題は済んだことじゃけ、見逃してくれと言うたって、そうはいかんやろ。私の意見で、それに対する考え方を聞かせてください。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 もちろん基本的には、きのう、市長も答弁しておりましたけれども、市としては基本的には情報をどんどん公開していくところには変わりはないと思います。特にこういった件については、速やかに処理をしていかなければならない。言うなれば、危機管理のようなものだろうと思うんです。こういう物損にしても人身にいたしましても、まず報告を、一報が入ったら、トップまで行くというようなぐらいの情報伝達でなければならんというふうに改めて思っております。報告書はその後、事務的にいくとしても、まずは必要な縦のラインでの報告というのは迅速に行って、トップがもう把握をするということではなければならんというふうに思います。

そのほかにも方策はあろうかと思えますけれども、まずそういったところからきちんとしていかなければならんというふうに思っております。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 委員おっしゃいますように、自浄能力がなくなっているのではないかという御指摘を真摯に受けとめて、しっかりと職員が自覚を持って、組織として動いていけるようにその仕組みづくりをしっかりと検討して、今後二度とこういった事案が発生しないように、総務企画部もあわせまして、しっかりと調整をして真摯に対応してまいりたいと考えてございます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 危機管理監から事故の詳細とか、そしてその後、議案提出までに至った時間がかかった経緯と、今度、そして一遍にされないかんて、そこは分けて考えたいと思います。事故は事故、それに対する対策をしっかりとっていただくということ、それと、今回、2年間たって議案として上がってきたこと、これについて分けて会派の中でちょっと話をさせてもらって、今日、総務で言わせてもらうのというわけで、みんなから意見を募ったんですけど、結構厳しいことを言われまして、過去のこういった議案がちょっと出るのがおくれたとかというときには、各会派を担当部局長や担当部の長や副市長あたりが、みんな、頭を下げて回っちゃったとか、あと、もちろん当時の担当が誰だったかというのはあれですけど、結局、処分はどうするんかとか、そういった意見もあ

りました。

僕は聞いていて、結局、処分を受けるのは今の担当の管理職が受けるというようになるんで、何かかわいそうだなという話を僕はしたんですけど、庁内でぴりっとさせるためには、そういう処分をしっかりと発表するべきじゃないかという意見もありました。そういう点について、どういうふうに思われているかということと、あと事故に関してですけれど、専決処分なんかで相手方があるときには、こういう形で今回は56万幾らは何十万と出てきますけど、ぶつけたほうの車の損害もあるわけですから、しかも今回は消防の車ということですから、結構な費用がかかっておるんじゃないかと思う。それは、僕らに見えてこないんで、こういうときには。そういった面で、事故は誰も起こそうと思って起こしているわけじゃないんですけど、もちろん再発防止策はしっかりやっていただきたい。これは、意見として申し上げさせていただきます。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、各会派に対して、1つずつの御説明をするべきだったかなと、そこは至らなかったとすれば、大変申しわけなかったと思います。

それから、処分につきましては、これは総務企画部のほうでしかるべく適切に対応されるというふうに承知をしております。

消防車両のほうは、幸い頑丈にできておりましたので、全く損傷はなかったということでした。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 処分を厳しくしろとか、そういうことでなくて、一応けじめといいますか、庁内の本場に緊張感を持っていただくため、そういったことが必要だと思われる方もおられますし、再発防止のためにしっかりとした体制づくりプラスそういう緊張感を庁内に持たせるという意味で、しっかりとした対応をしてくださいということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 皆さんも言うておられるのと同じようなことになるんですが、ただ、2年前のことが急遽こうして今回出てきたということが大変残念なことでありまして、なぜ今出てきたのかというのが1つ、おかしなことですねということが、まず1点、お願いしておきたいと思いますし、きのうも議運のほうでもあときちっと今後はそういうことがないように、再発が起きないように格好できちっと連携をとりなさいということも通告しておりますが、起きたことで、今さらどうこう言ってもしょうがない。経緯というものはしっかりと把握されて、てんまつを尽くされて、今後それが起きないということで、決裁も議会議決が要るかどうかというようなことで、もう早速改善されたということで、今後そういうことがないようにということをしていくという姿勢がありますんで、そうした中での連携不足、またチェック体制、認識の確認というものは、ぜひとも今後再確認を、全職員または管理者も含めて徹底をしていただきたい。

まず、そうした中でおいても、やはり事故というものはいつどのようなことで起きるかも、何ば気をつけとって起きる可能性もありますんで、極力そういうことがないようにということでの自

助努力というか、意識改革というのはしっかりと持っていただきたいということは、私としては言いたいです。

もし聞かせていただけるのであれば、2年前のことが今出てきた、なぜ今出たかということだけを言っていたら。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 これは、このたび損害賠償の議案がもう一件あるかと思います。その損害賠償の議案の議決をいただいた後に、これは財務部が答えたほうがよかったかもしれませんが、私が承知しておるのは、過去の資料をもう一度参考として見ているときに発見をされたというふうに伺っております。

これを、そういうふうな事案が1例、この事案でございますけれども、見つかったということでしたので、財務部のほうで関係部署にも指示をされて、過去5年間さかのぼって、全部調べていただいた結果、やはり一定手続を経ていなかったのはこの1件だけであるということを確認していただいております。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ですから、さっきから2年前のことが今さら出るといのが、この前の公用車の損害賠償の分が出たから、改めてそれが、ほかのものもないだろうかということでしたということが、なぜもう一年前、去年でもできなかったかなど。同じような損害賠償なんかの例は、多分今まで出ると思うんですよ、昨年も。なぜ今年に限って、そのようにされて、去年とか現実的にされていなかったのかというのは残念だなという思いです。それ以上は言いません。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 このたびの事件なんですけども、チェック漏れとか認識不足とかということをおっしゃっておりますけれども、今はそういうふうに危機感を持ってこれから取り組みます、取り組みますとおっしゃっていますけど、やはりずっと何年か先になりますと、人事もかわってきたりして、またそういう認識不足といいますか、そういう意識の油断というのもまた出てくるのではないかなと思うんです。ですから、本当にこういう事件か何か起こったら、どういうふうな手順でどういうふうな処理して流れをやっていくというようなものがあって、次の引き継ぎのときに誰が見てもわかるようなものがあればいいのかなと思ったりもいたします。そういうことまでが、今は緊張感を持っているけれども、やはり先のことを考えての何か手だてを考えていく、こういうことが起こらないように考えていただきたいと思います。

あともう一つ、やはりそうは言っても消防団の方の油断というのは大きいなと思います。1人で車を動かしていけない、誰か1人は絶対見なきゃいけないということを、ちょっとだから1人でも大丈夫というような油断があった。最も大きいと思いますので、そのところはしっかりと、決まりは決まりでしっかり守っていただくように、消防団の方たちも関係者の方、徹底していただきたいと思います。

さっきおっしゃったように、消防団の車はさらに強固だと思いますので、本当にこちらは何もなくても、ぶつかったほうは大きな損害になると思いますので、その辺はしっかりと徹底していただ

きたいと思います。

○杉原委員長 日野財務部長。

○日野財務部長 今、おっしゃいますように、このたびの議案、議会へお諮りする必要のある議案は、損害賠償については1円以上のものは全て基本的に諮るとというのが、地方自治法上で決まっとることでございます。ただし、30万までは市長専決ということになっておりますけど、それを超えての議決決定が十分に認知していないということ自体が問題があるというふうに危機感を持っております。

この事務にかかわらず、他の事務を含めて、いわゆるリスク管理ということも含めて、それをどのようにするかということで、監査ということも少し話をしましたが、現在、監査のほうにおきましては、この10月からというふうに、この事案が出る前になりますけども、全国的な動きというふうに聞いておりますが、通常の事務監査以外に、リスクが生じるおそれのある事務を各部署で洗い出しをしながら、それを監査していくというような方向性を出しておるというふうに聞いておりますので、市長部局につきましても、内部監査ということの意味で、そういった観点を今後取り入れていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

具体的にどういう形でできるかというのは、総務企画部との協議もしながら進めていきたいと思っておりますけれども、こういった御指摘をいただいたことは、きちっと上のほうにも伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 本当にまさに今おっしゃったように、リスク管理ということ監査のほうでも指摘しておりますし、いろいろなことに研修にも行ったりしますんで、しっかり取り組んで、どんなことが起こっても、絶対起こらないとは限らないので、次にどうするかとか、起こらないためにもできるかというのをしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、本当にあとは二重、三重、四重のチェックといいますか、1人だけでせずに、本当に何回も何回も見直すと。今まで行政のことでいろいろなことがあっても、出ておりますので、重ねて重ねてのチェックをお願いしたいと思いません。

○杉原委員長 意見でございます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 じゃ、私から最後、事故のほうについてちょっと言うんですけども、思うこと。毎年あるわけですよ。何年かに1回、バックしとって、民間の車だったり、物損、壊すような事故もあって、そのときも一般のワゴン車だったと思っておりますけど、公用車はね。それでも、今後は1人で出かけさせんと、2人以上乗って出かけてって、片方がおりて、バックを確認させますとやうということも、当時も言っちゃったけど、このたび初日に上程されたやつも、結局、2人乗っておったけど、2人とも後方確認にいたりせず、乗車したままぶつかっちゃって、あれも何十万でしたか、高額な金額でしたけど、事故するときに、僕は2つあると思うんですけど、こういったケ

ースで。

1つは、自家用車を運転しちよったって、運転が下手で自分の車もぼこぼこの運転が下手なパターンと、やっぱり自分の車は慎重に大事に運転するけど、公用車、やっぱり人の車、自分の車じゃないという気の緩みのもと事故するケースがあると思うんです。

事故した職員を実地研修に行かせると言うちゃって、運転がそもそも下手な人には、実地研修の意味もあるかもしれんですけど、本当に気の緩み、自分の車じゃない、人の車、壊しても税金、保険が直してくれるという気持ちの部分の検査というか、チェックもせにゃいけんのだろうと、毎年起きよるわけですから。運転が下手な人を、例えば民間で運転が下手じゃけいうて、事故したら会社が金を払って実地研修へ行かせてくれるかというたら、そないなことはえっとないですよ。やっぱり自分で生きていく、生活するため、仕事上、車が運転せにゃあいけんと思うたら、自分で練習もせないけんでしょう。

三次市は税金を使ってもろうて、職員さんが事故を起こしたら実地研修に行かせてもらおうと。優遇された環境だと思いますけど、本当に下手な人はやっぱり練習もさせにゃいけんと思うし、やっぱり下手な人にトラックとか大きい車を運転させるかどうかというのも考えていかんと、自家用車より大きい車はいっぱいあるじゃないですか。ごみの収集車にしろ、2トントラック、何トントラック、やっぱり適性もあると思いますし、もう一回そこから、気の緩みで事故をしよる人もおるだろうし、そういう根本のところも把握した上で、今後の対応というのも考えていただければ、1件でも公用車が民間のものを壊すという事故が減っていく確率を削っていくことにもつながろうと思いますんで、やっぱり根本のところから調べていったり、対応していかれるべき部分もあろうかと思えますんで、協議の上、対応していただければと思います。

以上でございます。

それでは、議案第134号に対する質疑を終結いたします。

危機管理監、財務部の皆さん、ありがとうございました。

午後の審査は13時30分再開としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(執行部退室)

午後0時34分 休憩

午後1時30分 再開

○杉原委員長 それでは、総務常任委員会の審査を再開したいと思います。

地域振興部並びに三良坂支所におかれましては、大変お待たせして申しわけございませんでした。

続いて、議案第116号の審査を行ってまいりたいと思います。三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題としたいと思います。

なお、資料のほうを、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御確認いただきながら聞いてください。

それでは、執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第116号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明を申し上げます。

本案は、ひまわりコミュニティ集会所、敷地ヲ組コミュニティ集会所、吉舎古市コミュニティ集会所及び吉舎四日市コミュニティ集会所の4施設を普通財産に変更することに伴う関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、ひまわりコミュニティ集会所、敷地ヲ組コミュニティ集会所、吉舎古市コミュニティ集会所及び吉舎四日市コミュニティ集会所の4施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。なお、普通財産に変更後は、4施設全て地元譲渡の予定です。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 議案第116号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 4施設を普通財産にするということですね。地域での理解は求められておるのかというのが1つ。求められてなきや、出さんのであるけど、そこらの状況というのはどうなのか。

吉舎町という中の4施設という、かなり広範囲にわたる気がするんですね。地域コミュニティとの関係において、そこらの弊害はあるのか、ないのか。ちょっとこの2点ほど教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 地域集会所の地元譲渡に当たりましては、今、委員おっしゃっていただきましたように、当然、地元とは十分に協議をした上で進めておるところです。

譲渡後についても、地元でできるという話も事前に協議させていただいた上での、今回の4施設ということになっております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 どこまでどう説明をして、どう理解を得られたのか、ちょっとわからないんですけども、私の経験上、言わせてもらおうと、私の住んだる落岩なんか、集会所の維持費が今五十何万かかってくるのかな。これは常会の皆さんからです。ところが、1回修理したら、もうほぼほぼなくなってくるね。この間、願いをしとったいわゆる補助に対しても、地元の純粹の持ち出し部分というのは追っついていかないから、雨どいさえも直せないということで、それは譲渡するんじゃけ、それはしょうがないよと言われるのもわかるけど、でも余りじゃございませんかという市民の声もあってね。じゃけ、そこらのところは、修繕費用の補助があるにしても、手だては全くのゼロなのか、いやいや相談にも乗りますよというのは、そこらはどうなんですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 譲渡を進める前の段階で、そういった現状がどうであるかということも含めて話を聞かせていただいております。現状よりも機能が向上するような、そういった修繕は難しいですが、施設として必要な修繕については、譲渡の前の段階で話を聞かせていただく中で対応した上で修繕のほうは進めさせていただいているところです。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 譲渡の前の状態に、返すときの状態なんですか。じゃ、ない。譲渡の前に、いろんなところの修繕をして、地元へ移管するというのはわかる。それ以後の話をしとる。それ以後に何ぼ修繕しても、壊れるのは目に見えとる。そのときに、一番わかりやすいのが、各地域ともじじ、ばばの世界になってしまう。いわゆる限界集落を超えたところもある。そういうところでの集会所というのは、もちろん大きな意味も持つし、ところが入るに入られずみたいな状況が生まれたらどうするんですかということ。いやいや、うちはもう譲渡したんじゃけ、関係ないですよと言うか、そこです。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 譲渡後のそういった集会所等の改修というか維持改修ということですけど、地域集会所の施設整備等事業補助金という補助制度がありますので、こういった制度のほうを活用していただいて、地元のほうで対応していただくということになります。

○杉原委員長 その制度以外はないということでございますよね。

澤井委員。

○澤井委員 ほんじゃけ、もう一遍確認ですが、今のお話は、当然、地元との協議もされとるということですね。その分はされて、了解の上で譲渡を受けるということになつとるということやね。今、大森さんが言われた内容についてはというのと、1つ気になるのが、この写真からするとひまわりコミュニティと敷地ヲ組のコミュニティ、この2カ所は敷地が舗装していない。あとの2つは舗装してあるように見えるんですが、舗装していないけど、舗装して渡すとかというのは、条件の中にあるのかどうかだけ、ちょっとお聞きさせてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 譲渡後の修繕については、こういった補助金を活用してくださいというのは、譲渡前の段階で協議をする中で、説明のほうはさせていただいています。

○杉原委員長 桑田地域振興課長。

○桑田地域振興課長 譲渡に当たりまして、地域の方から事前に修繕要望をいただきまして、可能な範囲で修繕をさせていただくんですけれども、舗装の要望はその中にはございませんでした。畳の表がえですとか、エアコンの修繕といったところが主なものです。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 地元では、そういう敷地の舗装というのは言われなかったということで理解すればいいんですね。はい、わかりました。了解しました。

○杉原委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第116号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第124号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第124号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、指定管理者を指定することについて、上田山の学校の指定管理者については、特定非営利活動法人ほしはら山のがっこうを、みらさか商店街コミュニティ広場の指定管理者については、町上駐車場管理組合を候補者として選定いたしましたので、市議会の議決を求めようとするものであります。どちらの施設においても、地域密着性の観点から候補とし、指定管理者選考委員会におきまして候補者として適当であるとの御意見をいただいているところです。

特定非営利活動法人ほしはら山のがっこうは、地域住民を中心に平成24年1月に設立され、現在、会員62名で組織をされています。法人化されるまでの間も、地域住民を中心に旧上田小学校の管理運営を行ってこられ、都市農村交流を始め、子供の体験活動などに尽力されてきました。指定管理者としての事業計画には、自然豊かで、昔からの暮らしが今なお残るふるさとの教育力、癒やしの力、自然と人との共生力、農村景観などを生かしたさまざまな活動を通して、これからのふるさとづくりと未来を担う人づくりを推進することを基本方針とされています。また、SNSを通じた利用者ニーズ把握や企画への反映、広報活動を行うこととされています。

利用計画では、年間延べ利用者3,500人を目標とされています。開業日は、条例上、年末年始12月29日から1月3日を除く全ての日ですが、年末年始の利用についても、市と事前協議の上、柔軟に対応されるとのこととされています。

また、町上駐車場管理組合については、地域の広域商工会員により平成16年4月に設立されています。現在、組合員18名で組織をされており、これまで三良坂町商店街近隣の駐車場の管理をしてこられた実績があります。今年度完成予定のみらさか商店街コミュニティ広場の運営を行うことで、地域コミュニティの醸成、交流人口の拡大、商店街の活性化に寄与するとの方針を出されています。今後は、利用促進に向けてイベントの企画やフリーマーケット会場としての活用も視野に入れて取り組むこととされています。日常的には広場内の公衆トイレや敷地区画の維持管理を行っていただきます。

なお、どちらの施設も指定管理期間は他の施設の一斉更新時期の周期と合わせるために、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしています。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第124号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 1点ちょっと、上田山の学校とみらさか商店街コミュニティ広場、それぞれみらさか商店街コミュニティ広場は今言っちゃったようにフリマとか新たなイベントを立ち上げられたりするで、山の学校は3,500人の利用目標を持たれとってということは、これからは指定管理料の中にそういった企画物に対するようなものも含めて指定管理料を積算されて、もう出とるんですか、要望額が。ちょっとそこら辺を教えてください。指定管理料を積み立てていく上での、これまでかかかった維持費、直営だったころのものよりもプラスで、そういったイベント料とか企画の部分も上積みされていくようなお考えなのか。

桑田地域振興課長。

○桑田地域振興課長 指定管理料につきましては、提案をいただいている管理料につきましては、上田山の学校のほうですけれども、年間で217万6,000円を指定管理料の提案をされておられます。みらさか商店街コミュニティ広場におきましては、年間12万5,000円となっております。企画料につきましては、どちらも入っておりません。あくまで維持管理の部分の費用のみとなっております。

○杉原委員長 そういうのは、各自で捻出せえという感じですか。

桑田地域振興課長。

○桑田地域振興課長 山の学校のほうにおきましては、NPOのほしはら山のがっこうの活動としていろいろな企画も今までもされておられますので、それはNPOさんの活動の中で引き続きしていただけるというふうに聞いております。

○杉原委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 みらさか商店街コミュニティ広場の利活用につきましては、広域商工会三良坂支所でありますとか、観光協会でありますとか、そういった形の追従する形で協力をいただけるものと考えております。

○杉原委員長 了解いたしました。

ほかよろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、以上で議案第124号に対する質疑を終結いたします。

地域振興部並びに三良坂支所の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 全ての議案の質疑が終了しましたので、議案ごとに討論、採決を行いたいと思えますけど、このままいってよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、審査報告書が配られておりますので、その順に沿っていきたいと思えます。

最初に、議案第109号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

意見は、最後にまた一括して伺いますので、まずは採決だけ済ませていただきます。

議案第110号、三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改

正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第111号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第112号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第112号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第113号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

澤井委員。

○澤井委員 討論じゃないんだが、先ほど前段にもちょっと言うと思ったんですが、例の調整額、教育委員会との話を、これは取り扱いをどのように考えていくのか。

○杉原委員長 新田委員等の意見もありまして、委員会としても、また委員長としても、しっかり教育委員会と現場と総務課で制度設計してくれというのは今も申しましたし、この後の委員長報告の際にも、それは明記させていただいて、最終日に報告しようというふうに考えております。

澤井委員。

○澤井委員 ですから、意見の付託という格好で取り扱おうと。これを一応認めるかどうかをやるんですかということでした。

○杉原委員長 それでは、改めまして議案第113号について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第113号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第114号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第114号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第115号、三次市営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第115号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第116号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第116号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第123号、市の境界の決定に関する意見について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第123号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第124号、指定管理者の指定について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第124号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第134号、損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論願います。

大森委員。

○大森委員 否決するほどのことでもないと思うんですが、どうしても引っかかるのは時期がおくれて議会を通したけ、ええんじゃないかみたいな、そういう雰囲気になってもろうても困るし、いわゆる議会そのものを軽視する、または隠蔽体質を持ってくる、そういうことへの違和感というか、それを警鐘する意味で、事件の究明をしっかりとやってくれみたいな。

○杉原委員長 法令遵守をする行政において、連携不足であったという説明ではありましたが、やはりそういうことが二度と起こらないように徹底したものを、やるとは申しておったし、報告書のところも変えるということでしたんで、再度そういったことが起こらないように緊張感を持った行政運営を行うようにという意見はつけさせていただきたいというふうに考えております。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 では、討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 なしということで、討論を終結させていただきます。

議案第134号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員長報告に記載したほうがよい意見を求めていきますけれども、先ほど申し上げました113号のフルタイム会計年度任用職員の時間外のところの文言の整理のところですけど、手当の支給の方式の変更のところについては、さっきの委員会での意見を踏まえて物申すことと、損害賠償の額を定めることにつきましても、やはり緊張感を持った行政運営、法令遵守は当然のことですとの旨の意見はつけさせていただきたいと思います。

今の条例も含めて、もうちょっと足してほしいとか、ほかの議案に対しても意見、要望がありましたらお願いをいたします。

山村委員。

○山村委員 109号の組織の編成ですけども、女性支援部を廃止されるに当たって、複数部での連携がより必要になると思いますので、そのところは怠りなく進めていただきたいということ

文言に盛り込んでいただければと思います。

それから、115号の住宅のところ、6条の条例に関しましては、やはり民間委託の前に、市で整備すべきことを徹底して行っていただきたい。

○杉原委員長 民間委託の前に整備すべき課題を解決して、解決した後に検討に入るようにということですね。

ほかにございますか。

澤井委員。

○澤井委員 さっきの113号と134号については、意見をしそうなものにさっきの協議内容について、皆さんから出た意見をしっかり入れて。

○杉原委員長 ちょっとまた新田委員と相談、どういう表現がいいかちょっとまた。

○澤井委員 そうは言うても委員の中でもおかしいんじゃないかという声が出た以上は、やはりもっとしっかりと指導もするべきだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○杉原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 では、お諮りいたします。本委員会の報告書の作成等につきましては、この後、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で議案審査は終了をいたしました。

午後1時57分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月12日

総務常任委員会

委員長 杉原利明